

3 全体的な発生動向の把握のためのサーベイランス

(1) インフルエンザサーベイランス (別添5)

第2 本事務連絡においては、第1に掲げるサーベイランスにおいて、感染症サーベイランスシステム (NESID) 等により、厚生労働省への適時の報告を求めているところであるが、重症化や病原性の変化等について、より迅速な情報収集や対応が必要となる場合があることから、その円滑な実施を図るため、次に掲げる事象を把握した都道府県、保健所設置市又は特別区の本庁は、厚生労働省に、電話で速やかな連絡を行うこととする。

なお、当該連絡を受けた場合、公衆衛生上の必要性が認められるものについては、厚生労働省と地方自治体の連携のもと、公表を行うものとする。

- (1) 医療機関において、入院患者又は職員で、インフルエンザ様症状を呈する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (2) 社会福祉施設等において、入所者、利用者又は職員等で、インフルエンザ様症状を有する患者の10人以上の集団発生を把握した場合
- (3) 新型インフルエンザ (A/H1N1) の入院患者が、入院中に人工呼吸器を使用したことを把握した場合、インフルエンザ脳症を発症している場合又は集中治療室に入室している場合
- (4) 入院の有無にかかわらず、新型インフルエンザ (A/H1N1) と診断された患者が死亡した場合又は死亡した者について確認検査により新型インフルエンザ (A/H1N1) と判明した場合 (検案により新型インフルエンザ (A/H1N1) と判明した場合を含む。)
- (5) 新型インフルエンザウイルスの遺伝子分析等により、抗原性の変化や薬剤耐性等を確認した場合
- (6) その他、公衆衛生上、迅速な情報収集や対応が必要と思われる場合

2 当該連絡については、一定程度数の発生が把握された時点をもって、順次、見直すこととする。その目安については、国内の発生状況や最新の知見等を勘案し、おって連絡することとする。

第3 本事務連絡において、インフルエンザとは、法第6条第6項第1号に規定するインフルエンザをいうものとする。